

目標年度  
令和12年度

# 長野県果樹農業振興計画書

令和3年3月策定

長 野 県

# 長野県果樹農業振興計画書 項目

<b>1 果樹農業の振興に関する方針</b>	1
(1) 本県果樹農業をめぐる情勢	1
(2) 果樹農業の生産振興の基本的事項と方針	1
ア 県オリジナル品種等を活用した果樹生産基盤の強化	1
イ 多様な技術を活用した収益性が高い果樹栽培の推進	2
ウ 「うまいくだもの」を安定生産できる産地づくり	2
エ 担い手の確保と経営力の強化	3
(3) 果樹の種類別生産振興方針	3
ア りんご	3
イ ぶどう	5
ウ もも	7
エ なし	8
オ かき	9
カ うめ	9
キ すもも	10
ク くり	11
ケ その他果樹	11
<b>2 栽培面積その他果実の生産の目標</b>	12
<b>3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹経営の指標</b>	13
(1) 栽培に適する自然的条件	13
(2) 近代的な果樹園経営の指標	14
ア 10a当たりの生産量及び労働時間	14
イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型	15
<b>4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項</b>	16
<b>5 市場拡大のための対策</b>	17
(1) 消費拡大対策の推進	17
(2) 食育と連携した取り組み	17
(3) ブランド化の推進	17
(4) 果実の輸出	17
(5) 食の安全と消費者の信頼確保	17
<b>6 果実の流通及び加工の合理化に関する事項</b>	19
(1) 果実の流通合理化に関する基本方針	19
(2) 集出荷体制及び施設の整備方針	19
(3) 果実の加工面における対策の推進	19
<b>7 その他必要な事項</b>	20
(1) 生産指導體制の整備	20
ア 新品種の育成及び新技術の開発	20
イ 「うまいくだもの推進運動」を中心とした推進体制の整備	20
(2) 果樹災害等への対応	20
ア 自然災害防止技術の導入促進	20
イ セーフティネット措置の活用促進	20
ウ 地球温暖化への対応	20
(3) 病虫害等の被害防止対策の推進	20
ア 病虫害の効率的な防除の推進	20
イ 野生鳥獣被害対策の推進	21
(4) 持続的に発展できる果樹産地づくりに向けた検討	21
(5) 果樹生産を通じた多面的機能の発揮	21
(6) 苗木の安定供給対策	21
<b>8 単年度方針の策定</b>	22

# 1 果樹農業の振興に関する方針

## (1) 本県果樹農業をめぐる情勢

本県の果樹農業は、平坦地から中山間傾斜地まで、地域ごとに特色ある経営が展開され、多様な気候の下、地域の特性に応じて、様々な果樹が栽培されており、平成30年度の果樹産出額は、約597億円と県農業生産額の約20%と本県農業の基幹部門として重要な位置を占めている。

また、果実は、健康維持に欠かせない各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維などの摂取源となる重要な食品として消費者に認識されており、機能性食品としての関心も高まっている。

しかし、果樹生産をとり巻く情勢は、生産者の高齢化、次世代への樹園地の円滑な継承、改植の遅れによる樹園地の老朽化などの構造的な問題に加え、気候変動による生産不安定、農業資材等の価格の高止まり、国際的な経済協定への対応など多くの課題を抱えている。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により消費動向も大きく変化し、落ち着くまでしばらく時間を要すると思われる。

こうした状況の中、生産現場では、りんご高密度植・新しい化栽培、ぶどう平行整枝短梢せん定栽培など省力的で早期多収が望める栽培技術の普及や県オリジナル品種等の有望品種の生産拡大など、果樹産地の活性化に向けた新たな取り組みが着実に進みつつある。

## (2) 果樹農業の生産振興の基本的事項と方針

全国的に様々な課題により生産量は減少しており、輸入の増加と価格の状況を踏まえると、国内需要を十分にまかなえていないと考えられる。国内でも有数の果樹産地を自負する本県としては、果樹農業の持続的発展を図り、引き続き消費者から求められる「うまいくだもの」の産地づくりを基本とし、供給能力の堅持を図る。

それに向けて、本県の特徴的な強みである県オリジナル品種を中心に、消費者ニーズに対応するための技術開発と普及に取り組むとともに、そのための情報収集や分析を定期的実施する。

また、生産母体となる産地ごとに、樹園地の集積や継承といった効率的な活用や、新規就農者の育成等について検討・実践することにより産地の持続的な発展を図る。

### ア 県オリジナル品種等を活用した果樹生産基盤の強化

行政・民間を問わず長野県では多くの品種が育成されており、「シナノスイート」や「秋映」のように全国で栽培されるにとどまらず、「シナノゴールド」のように世界規模で生産されるほど評価が高い長野県生まれの品種が多い。これら県オリジナル品種等を核として、実需者・消費者のニーズに応えられるよう、以下の取組を中心に生産基盤を強化する。

- (ア) 標高や出荷時期を踏まえ、計画的・戦略的に県オリジナル品種等優良品種の導入を図る。
- (イ) りんごは早生の新品種「シナノリップ」から「つがる」、「シナノドルチェ」、「秋映」、「シナノスイート」、「シナノゴールド」、「ふじ」の晩生種まで、長期にわたり旬の味覚を提供できる強みを強化する。
- (ウ) ぶどうは、「ナガノパープル」、「シャインマスカット」等の皮ごと食べられる無核大粒品種を中心として、新たに「長果G11（商標クイーシールージュ）」の導入を進める。
- (エ) ももは、「あかつき」、「なつっこ」、「川中島白桃」を主体とし、これらの前後に高糖度品種を導入することによりシリーズ化を図る。
- (オ) なしは、「南水」の高品質・安定生産を基本にした長期出荷を引き続き推進し、産地の維持に取り組む。
- (カ) すももは、「シナノパール」について、商標を活用したブランド化と産地拡大を図る。

- (キ) 特産果樹は、地域の多様な条件を活かせる品種の導入を推進する。
- (ク) 多様化する消費者ニーズに基づき、新たな需要を創出できる品種育成に努めるとともに、品種特性に適した産地の育成を推進する。

## イ 多様な技術を活用した収益性が高い果樹栽培の推進

生産者と試験研究機関の連携により開発された多くの技術とその普及により、高品質果実の産地として評価されてきた。近年、情報化社会の進展によりさまざまな技術が新たに開発されており、新旧の多様な技術を効果的に活用し、以下の取組を中心に収益性の高い果樹栽培を推進していく。

- (ア) 省力化と生産性の向上、高品質化等を同時に実現できるりんご高密度植・新しい化栽培、ぶどう平行整枝短梢せん定栽培、なし等の樹体ジョイント栽培について、適地適作を踏まえ積極的に導入を進める。
- (イ) りんご高密度植・新しい化栽培用フェザー苗の安定した品質の確保と生産量拡大への取組を推進する。
- (ウ) もも栽培は低樹高化等による生産安定化を狙い、疎植低樹高仕立て等の検討を進める。
- (エ) スマート農業技術などの新技術は、労働生産性や収量の向上、省エネルギー化、環境負荷低減など様々な視点から効果的な活用を検討し、適切な導入を進める。
- (オ) モモせん孔細菌病や薬剤耐性菌リンゴ黒星病などの難防除病害に対する技術検討を積極的に進め、生産現場における被害低減に努める。
- (カ) 近年多発している気象災害に強い技術導入を推進する。

## ウ 「うまいくだもの」を安定生産できる産地づくり

将来にわたって持続的に「うまいくだもの」を供給していくためには、地域の話合いにより目指す産地の姿を共有し、地域全体で取り組んでいくことが重要となる。果樹産地協議会で策定する果樹産地構造改革計画等の実現に向けて、補助事業等を有効に活用して栽培環境や樹園地の整理等を図り、以下の取組を中心に「うまいくだもの」を安定生産できる持続的発展が可能な産地づくりを進める。

- (ア) 基本技術の励行や土壌診断に基づいた有機物等の施用による土づくりにより、気候変動にも耐え得る高品質で高単収の生産を進める。
- (イ) りんご「シナノリップ」から「ふじ」までの品種間、「シナノスイート」などは地域間により、需要に応じたリレー出荷に対応できる産地化を促進する。
- (ウ) 「シナノゴールド」や「シャインマスカット」、「南水」等は、適熟収穫による品質確保を推進するとともに、出荷の平準化・長期化に向けた貯蔵施設の整備や鮮度保持剤の検討等を支援する。
- (エ) ぶどうの皮ごと食べられる無核大粒系品種（「ナガノパープル」、「長果 G11（商標名クイーンルージュ）」、「シャインマスカット」）は、着色や房形を統一し、適期収穫により高糖度な良品生産を進める。
- (オ) ワイン用ぶどうは、ワイナリーや関係機関と連携し、新規参入者への支援を進めるとともに、各産地において品質を高める栽培技術習得のための体制づくりを支援する。
- (カ) 未利用農地の低減や生産技術の低い新規就農者の経営安定等を目的とした、加工向け果実の生産を一つの柱とした経営モデルの検討を進める。
- (キ) 基盤整備事業を効果的に活用し、労働生産性の向上、新産地の育成及び既存産地の改良を進める。

## エ 担い手の確保と経営力の強化

当県の果樹新規就農者は他作目に比べると多いものの十分とは言えず、栽培面積は減少傾向にある。果樹農業の根幹を支える担い手確保の取組を継続するとともに、強い経営体の育成が必要であり、以下の取組を中心に担い手育成を進めていく。

- (ア) 経営継続の意向調査等を元に、経営の継続が困難な樹園地を一時的に管理し担い手に引き継ぐ受け皿組織の育成を進める。
- (イ) 担い手経営体の経営方針に応じて経営基盤の安定化・発展が図られるよう、農地中間管理機構を活用した樹園地集積や労力補完体制づくり等を進めるとともに、農業者が行う直売・加工・観光農園等の開設や他産業との連携等による6次産業化等を支援する。
- (ウ) 地域の合意形成に基づく収益性向上や大規模化などの事例をモデル産地として支援するとともに、他地域への拡大を図る。
- (エ) 若い担い手を中心に企業的経営感覚の定着を推進するとともに、必要に応じて法人化を進め、持続的に発展できる強い経営体の育成を図る。
- (オ) GAP等の導入により労働安全性の向上など労働環境の質を高めることで、果樹生産における重要な要素である雇用労働力の確保を図る。
- (カ) 今後も発生が予想される気象災害へのセーフティネットとして農業保険（収入保険及び果樹共済・園芸施設共済）への加入を促進する。

## (3) 果樹の種類別生産振興方針

### ア りんご

#### (ア) 現状

りんごは、全国第2位の栽培面積を有し、本県果樹生産面積の53%を占める基幹品目である。生食需要については、近年の消費傾向から減少が見込まれる。

生産量は、生産者の高齢化、低位生産園の増加、農地転用や他品目への転換等により減少傾向にある。品種構成は、「ふじ」がりんご栽培面積の56%、次いで「つがる」が17%を占め引き続き基幹品種の位置づけにいる。一方で県オリジナル品種等の面積も順調に増加しており、「秋映」、「シナノスイート」、「シナノゴールド」や新品種「シナノリップ」も含めると、5年前から5ポイント増加し22%となっている。

#### (イ) 生産振興方針

令和12年度の栽培面積は、担い手の高齢化や他品目への改植などにより令和元年度対比で97%の7,310haを見込む。また、生産量は、低位生産園の改植と、高密植・新しい化栽培の導入を積極的に進めることにより、令和元年度対比121%の151,040tを見込む。

早生品種「シナノリップ」、中生種「シナノスイート」、「シナノゴールド」、「秋映」などの県オリジナル品種や「ふじ」の優良着色系統への更新を継続する。早生から晩生まで多様な特徴を持つ長野県産のりんごを切れ目なく市場に供給するとともに、適期収穫の徹底等品質の向上を図ることで、長野県産ブランドの確立に努める。

表1 りんごの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)				
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比		
					栽培面積	生産量	
りんご	ha	t	ha	t	%	%	
	7,539	124,481	7,310	151,040	97%	122%	
	シナノリップ	89	114	300	5,400	337%	4737%
	つがる	1,261	20,921	800	14,400	63%	69%
	シナノドルチェ	59	948	80	1,440	136%	152%
	秋映	450	6,600	530	10,600	118%	161%
	シナノスイート	769	10,844	1,000	20,000	130%	184%
	シナノゴールド	303	3,382	400	7,200	132%	213%
	ふじ	4,200	76,337	4,000	88,000	95%	115%
その他	408	5,335	200	4,000	49%	75%	
出荷時期 別構成	～9月	1,409	21,983	1,180	21,240	84%	97%
	10月	1,930	26,161	2,150	34,600	111%	132%
	11月～	4,503	79,719	4,400	95,200	98%	121%

(ウ) 県オリジナル品種等の生産拡大とシリーズ化

a 極早生種から早生種

- (a) 「つがる」は、早生種の基幹品種として位置付けるが、着色不良地域では「シナノリップ」への更新を積極的に進める。
- (b) 「シナノリップ」、「シナノドルチェ」等の導入を積極的に推進し、早生種を生産量を維持する。

b 中生種

- (a) 「秋映」は、着色管理を省力化できることから、10月上旬を出荷の中心として、低標高地を中心に栽培面積の拡大を図る。
- (b) 「シナノスイート」は、消費者や実需者の人気が高いことから、10月中下旬を出荷の中心として栽培面積の拡大を図る。
- (c) 「シナノゴールド」は、長期間の貯蔵が可能であり販売期間の拡大ができることから、栽培面積の拡大を図る。

c 晩生種

- (a) 「ふじ」は、本県りんごの主力として、新しい化栽培及び優良着色系統への更新により品質向上及び生産量の確保を図る。また、12月に入っても出荷量を維持するとともに、年明け販売についても実需者と調整し、一定量の供給を図る。
- (b) 安定した結実対策の徹底・好適樹相への誘導・適正な着果管理などにより、斜形果、つる割れ等を軽減し、秀品率の向上を図る。

(エ) 高密度・新しい化栽培の推進

高密度・新しい化栽培の推進にあたっては、省力化と生産性の向上及び早期成園化を目的と

し、より高単収を目指す高密度栽培と、作業性の面で優れる新しい化栽培を、それぞれの目的に合わせて導入を進める。フェザー苗の生産及び供給体制を強化し、毎年16万本のフェザー苗生産を目標とすることで、令和12年度までの導入目標面積を880haとして面積拡大を図る。

**a M. 9 自根台木の確保**

フェザー苗の生産に不可欠なM. 9 自根台木を確保するため、効率的な供給体制の検討を継続し、営農集団等による台木生産組織の育成や取り木ほ場充実のための取組をさらに進め、供給量の拡大を図る。

**b フェザー苗生産**

フェザー苗の生産については、良質苗を確保するため種苗業者が中心となって生産し、供給する体制を基本とするが、生産者団体等における種苗法を遵守した自給的生産も併せて推進する。

また、需要と供給のバランスを保つなど、安定的にフェザー苗を生産できる仕組みづくりを継続的に検討する。

表2 フェザー苗生産計画 (単位：本)

	現状(令和元年度)	目標(令和12年度)
県内果樹種苗業者	52,339	80,000
農業協同組合	19,700	65,000
営農集団、農家個人生産	10,230	15,000
合計	82,269	160,000

**c 高密度・新しい化栽培の普及**

生産されたフェザー苗を用いて積極的な改植を推進するとともに、指導指針の活用や技術研修会の開催等により、生産者の栽培技術の向上を図る。

**イ ぶどう**

**(ア) 現状**

ぶどうは、全国第2位の栽培面積を有し、りんごと並び本県果樹を牽引する基幹品目である。生食用の需要は、シャインマスカットを中心に、「皮ごと食べられる無核大粒」品種が主流となった。生産量は、価格が堅調に推移していることなどから増加傾向にある。

醸造用は、高品質なぶどう産地としての評価を受け県内外からの需要が増加し、令和元年度は3,366tと5年前に比較して1.7倍となっている。

品種構成は、「巨峰」がぶどう栽培面積の40%と減少した。また、「シャインマスカット」が18%、県オリジナル品種の「ナガノパープル」も7% (H26年度115ha→R元年度168ha)を占め、県内においても「皮ごと食べられる無核大粒」品種の拡大が進んでいる。

**(イ) 生産振興方針**

令和12年度の栽培面積は、「皮ごと食べられる無核大粒」品種および醸造用ぶどうの拡大を進め、令和元年度対比115%の2,910haを見込む。引き続き平行整枝短梢せん定栽培の導入や加温ハウス・雨よけ施設等の導入を進め、生産性の向上と高品質生産を目指し、令和元年度対比116%の36,280tを見込む。

「皮ごと食べられる無核大粒」品種は「シャインマスカット」を軸に、「ナガノパープル」と新品種「長果 G11（商標クイーンルージュ）」の県オリジナル品種等の産地化を強力に進め、栽培面積の45%を目標として生産拡大を進める。「巨峰」をはじめ他の品種も一定のニーズがあることから、バラエティーの一つとして、また作業の分散化を狙い、一定数量の生産は維持する。

推進にあたっては、管理作業が容易な平行整枝短梢せん定栽培を基本とするとともに、安定生産と品質向上を目的として簡易雨よけ施設栽培等の導入も併せて推進する。また、加温栽培施設や冷蔵庫等を活用した出荷期間の拡大や3色の彩りを活かした商品提案など、消費者ニーズに応えられるよう多様な取り組みを進めていく。

また、醸造用ぶどうについては、ワインメーカーの自社畑の拡大や新規参入者による栽培が拡大している。今後とも、適地適作を基本として、実需者との連携を図りつつ、高品質な原料用ぶどうの生産に向けた取組を推進する。

表3 ぶどうの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
	ha	t	ha	t	%	%
ぶどう	2,522	29,010	2,930	36,280	116%	125%
巨峰	1,009	11,817	800	9,600	79%	81%
うち有核巨峰	277	3,237	150	1,800	54%	56%
無核巨峰	732	8,580	650	7,800	89%	91%
ナガノパープル	168	2,032	280	3,080	167%	152%
シャインマスカット	448	4,388	800	11,200	179%	255%
クイーンルージュ®	76	0	250	3,000	329%	
その他生食用ぶどう	477	7,407	350	4,900	73%	66%
醸造用ぶどう	344	3,366	450	4,500	131%	134%

(ウ) 「皮ごと食べられる無核大粒」品種等の生産振興

a ナガノパープル

「ナガノパープル」は、本県オリジナル品種であること、「大玉で食味が良く無核で皮ごと食べられる黒系品種」といった他の品種にない強みを持っていることから、高価格を維持できる品種として積極的な推進を図る。

生産上の課題となる裂果防止対策として、適正な粒数・房形・房重等にするための栽培技術及び適期収穫技術の普及指導に加え、施設化など総合的に推進する。

また、無核で皮ごと食べられる特性の認知度を高めるためのPRなど、消費宣伝活動を展開するとともに、粒売りや加工対応など裂果果房の特定需要の開拓にも努める。

b シャインマスカット

「シャインマスカット」は、需要動向を注視しつつ面積の拡大を図ることとし、糖度が高いこと（19%以上）を基本に、着色程度や房形を統一した長野県らしい商品供給の徹底を図る。

c 長果 G11（商標クイーンルージュ）

「糖度が高く、無核で皮ごと食べられる」強みを活かした本県初の赤系ぶどうの市場におけ

る確固としたポジションの獲得に向け、食味、着色の安定性、均一性を高める技術の開発・普及を推進する。また、商標を活用したブランド化の取組として、種苗の適切な管理や品質基準の順守等により、品質の揃った生産物の出荷を推進する。

## ウ もも

### (ア) 現状

全国第3位の栽培面積を有し、本県果樹4大品目の一つである。

全国的な生産量の減少により供給不足の傾向で推移しているが、令和元年東日本台風による水害や、モモせん孔細菌のまん延により、県内生産量も不安定な状況となっている。

品種構成は、7月末～8月上旬が収穫期の「あかつき」と「白鳳」で、もも栽培面積の34%、8月下旬からの「川中島白桃」が27%、8月中旬の県オリジナル品種の「なつっこ」が10%を占める。

また、ネクタリンは全国第1位の栽培面積を有し、需要については横ばい傾向であるものの根強い人気がある。

### (イ) 生産振興方針

令和12年度の栽培面積は、担い手の高齢化等の進行により、令和元年度対比87%の900ha、生産量は令和元年度対比94%の13,500tを見込む。

品種は、県オリジナル品種の「なつっこ」を中心に、お盆前後の品種や極晩生種（9月中旬以降に収穫となる品種）等の比率を増やす。また、輸出向けとしての期待も高いことから、適した品種の検討を進める。

推進にあたっては、改植により園地の若返りを図るとともに、省力化や高品質化を推進する。さらに、凍霜害対策の徹底や結実確保対策を進め、生産の安定に努める。また、モモせん孔細菌病対策は薬剤防除だけに頼らず物理的防除も含めた総合的な対応を進める。

ネクタリンは、スイートタイプを中心として、特色ある産地を構築する。

表4 ももの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
	ha	t	ha	t	%	%
もも	1,039	14,310	900	13,500	87%	94%
白鳳	68	955	40	600	59%	63%
あかつき	266	3,818	250	3,750	94%	98%
なつっこ	109	1,415	160	2,400	147%	170%
川中島白桃	240	3,572	220	3,300	92%	92%
黄肉種	46	661	40	600	87%	91%
極晩生種(9月中旬～)	60	896	60	900	100%	100%
その他もも	144	1,858	50	750	35%	40%
ネクタリン	106	1,136	80	1,200	75%	106%

## エ なし

### (ア) 現状

日本なしは、全国第6位の栽培面積を有し、本県果樹4大品目の一つである。需要は、全体的に横ばいと考えられる。品種構成は、「幸水」が日本なし栽培面積の30%、「豊水」が26%、県オリジナル品種の「南水」が26%、「二十世紀」が14%を占める。

西洋なしは、全国第4位の栽培面積を有している。品種構成は、「ラ・フランス」や果皮色で適熟の判別可能な「オーロラ」等が中心となっている。

### (イ) 生産振興方針

担い手の高齢化の進行や、他品目(主にぶどう)への転換が進むことで、令和12年度の栽培面積は、令和元年度対比84%の690haを、生産量は、令和元年度対比90%の12,920tを見込む。県オリジナル品種「南水」を核として長野県ブランドを構築しつつ、「南水」の生産拡大にあたっては、その優れた貯蔵性を活用し、一定量は年末まで安定的に市場に供給する。

また、消費者からのニーズが減少し、価格が低下している「二十世紀」等は、「南水」やりんご、市田柿等への転換を図る。

推進にあたっては、早期多収、省力栽培技術として、樹体ジョイント栽培の検討を継続し、県オリジナル品種への応用技術の開発や2年生1本苗の育苗技術の向上を図る。また、生産面積の維持・拡大に向けた品種育成にも取り組む。

西洋なしは生産者に加え、園地の高齢化も進んでいることから、令和12年度の栽培面積は、令和元年度対比74%の70haを、生産量は、令和元年度対比82%の1,120tを見込む。品種については、「ラ・フランス」「オーロラ」等優良品種の維持に努めるとともに、産地予冷・追熟技術の徹底により、適熟品の供給を図る。

表5 なしの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
	ha	t	ha	t	%	%
なし	824	14,313	690	12,920	84%	90%
日本なし	729	12,949	620	11,800	85%	91%
サザンスイート	21	40	20	320	95%	800%
幸水	244	3,887	220	3,960	90%	102%
二十世紀	89	1,789	50	1,000	56%	56%
豊水	159	3,432	120	2,400	75%	70%
南水	188	3,413	190	3,800	101%	111%
その他	28	388	20	320	71%	82%
西洋なし	95	1,364	70	1,120	74%	82%

オ かき

(ア) 現状

干し柿の生産量は全国第1位(平成29年度)で、南信州地方の地域特産物として重要な品目である。

干し柿の需要は、消費者の健康食品志向により堅調に推移している。地理的表示保護制度(GI)を活用したブランド化も進み「市田柿」の生産意欲は高く、栽培面積が維持されている。

(イ) 生産振興方針

令和12年度の栽培面積は、令和元年度対比102%の700haを見込む。生産量は、令和元年度対比116%の10,500tを見込む。

「市田柿」については原料柿の生産量の増加に加えて、加工品の製品品質の高位平準化、衛生管理対策の徹底を推進する。

表6 かきの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
	ha	t	ha	t	%	%
かき	686	9,084	700	10,500	102%	116%
市田柿	541	8,473	600	9,000	111%	106%

カ うめ

(ア) 現状

中山間地域の省力果樹として重要な品目である。

梅加工品は、健康食品として安全・安心な国産品への一定のニーズがあり、中山間地域の省力果樹として重要な品目として産地化が図られてきたが、高齢化による担い手の減少や価格低

迷により、生産量は減少傾向となっている。

(イ) 生産振興方針

生産者の高齢化により栽培面積の減少が見込まれるが、省力的かつ早期収入となる品目として、適切な対象への推進と生産支援に取り組む。

表7 うめの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
うめ	ha 399	t 1,049	ha 300	t 900	% 75%	% 86%

キ すもも

(ア) 現状

すももは、全国第2位、うちプルーンは、全国第1位の栽培面積を有し、りんご、ももの補完品目として重要な品目である。

日本すももは、さわやかな食味をもつ果実として根強い需要が見込まれており、さらに「貴陽」や県オリジナル新品種「シナノパール」等の出現により出荷時期や販売手法の広がりが見えてきている。プルーンについては、今後も消費者の健康志向による生食需要の増加が見込まれる。

(イ) 生産振興方針

日本すももは、赤く、大玉で、糖度の高い優良品種（「貴陽」、「太陽」、「秋姫」、「シナノパール」等）の導入を進め、品種のシリーズ化を図るとともに、栽培面積、生産量とも拡大を図る。特に晩成品種は雨よけなどの施設化を推進し、高品質果実の生産による需要拡大を図る。

なお、「シナノパール」については、大玉・高糖度という特長を活かして、商標（麗玉）を活用したブランド化と生産振興を進める。

プルーンは、栽培面積の減少が見込まれるものの、県オリジナル品種「サマーキュート」、「オータムキュート」を加え、7月から9月までのシリーズ化と施設化を推進し、生産性を向上することにより生産量の維持を図る。

表8 すももの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
すもも	ha 375	t 2,389	ha 325	t 2,600	% 87%	% 109%
日本すもも	144	1,046	155	1,240	108%	119%
プルーン	231	1,343	170	1,360	74%	101%

## ク クリ

### (ア) 現状

一部地域で地域特産果樹として重要な位置を占めている。需要は、加工原料の大部分を輸入品が占めていることから、国産品の需要は今後も概ね横ばいで推移するものと見込まれる。

### (イ) 生産振興方針

栗菓子業者等の実需者との連携のもとに、食味の良い優良品種を中心に、需要に応じた栽培面積の維持を図るとともに、栽培管理の徹底により品質の向上と安定生産を推進する。

表9 クリの推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
くり	ha 261	t 508	ha 270	t 540	% 103%	% 106%

## ケ その他果樹

多様な立地条件を活かし、今後とも全国生産量上位を誇るくるみ、あんず、ブルーベリーなどを中心に、特色ある地域の特産果樹として生産振興を図る。

くるみは、病害の影響等を受け生産量が減少しているが、数少ない国産産地としての期待に応えるため、病害対策と新植・改植を進めることにより生産量の維持を図る。

あんずは、加工需要の拡大等を背景に、受粉樹の混植など結実の安定化と適切な着果管理による生産の安定化を目指す。

ブルーベリーは、消費者から機能性が注目されていることから、需要が堅調であり、優良品種の選定、加工需要の拡大等を推進する。

おうとうは、観光果樹園のトップバッターとして重要な位置を占めており、適切な生産量の維持を図る。

まるめろ・かりんは、担い手の高齢化等により栽培面積は減少しているが、健康食品としての需要もあることから、適期作業の励行により生産量の維持を図る。

表10 その他果樹の推進目標

	現状(令和元年度)		目標(令和12年度)			
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	令和元年対比	
					栽培面積	生産量
くるみ	ha 150	t 124	ha 140	t 119	% 93%	% 96%
あんず	102	762	100	750	98%	98%
ブルーベリー	121	311	120	360	99%	116%
おうとう	89	176	80	200	90%	113%
まるめろ・かりん	89	176	80	200	90%	113%
キウイフルーツ	21	156	10	75	48%	48%

※本章における生産量の全国順位は「令和元年産果樹出荷統計」、「平成29年産特産果樹生産動態等調査」をもとにしています。

## 2 栽培面積その他果実の生産の目標

栽培面積については、生産者の高齢化等により一部の品目を除き総じて減少が見込まれるものの、需要の拡大が期待される県オリジナル品種への転換やりんご高密度植・新しい化栽培などの新たな栽培技術の導入による生産性の向上に取り組み、現状の生産量の維持、拡大に努める。

表 11 果樹の栽培面積及び生産量の目標

	平成 30 年		令和元年		令和 12 年（目標）						
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	平成 30 年度対比		令和元年度対比		
							栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	
	ha	t	ha	t	ha	t	%	%	%	%	
りんご	7,700	142,530	7,540	124,840	7,330	152,240	95%	107%	95%	122%	
ぶどう	生食用	2,159	24,171	2,178	25,644	2,480	31,780	115%	131%	114%	124%
	醸造用	301	2,039	344	3,366	450	4,500	150%	221%	131%	134%
	小計	2,460	26,210	2,520	29,010	2,930	36,280	119%	138%	116%	125%
もも	もも	962	12,910	933	13,174	820	12,300	85%	95%	88%	93%
	初刈り	108	1,150	106	1,136	80	1,200	74%	104%	75%	106%
	小計	1,070	14,060	1,039	14,310	900	13,500	84%	96%	87%	94%
なし	日本なし	746	14,472	729	12,946	620	11,800	83%	82%	85%	91%
	西洋なし	95	1,488	95	1,364	70	1,120	74%	75%	74%	82%
	小計	841	15,960	824	14,310	690	12,920	82%	81%	84%	90%
かき	687	9,748	686	9,084	700	10,500	102%	108%	102%	116%	
うめ	423	1,542	399	1,049	300	900	71%	58%	75%	86%	
すもも	日本すもも	147	1,149	144	1,046	155	1,240	105%	108%	108%	119%
	プルーン	238	1,751	231	1,343	170	1,360	71%	78%	74%	101%
	小計	385	2,901	375	2,389	325	2,600	84%	90%	87%	109%
くり	171	141	150	124	140	119	82%	84%	93%	96%	
くるみ	102	829	102	762	100	750	98%	90%	98%	98%	
あんず	121	319	122	311	120	360	99%	113%	98%	116%	
ブルーベリー	90	177	89	176	80	200	89%	113%	90%	114%	
おうとう	261	542	261	508	270	540	103%	100%	103%	106%	
まるめろ・かりん	21	166	20	156	10	75	48%	45%	50%	48%	
キウイフルーツ	30	162	29	159	15	83	50%	51%	52%	52%	
合計	14,368	215,290	14,150	197,190	13,910	231,067	97%	107%	98%	117%	

注) 品目と全体の合計が一致しないのはラウンド計算のため。

### 3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹経営の指標

#### (1) 栽培に適する自然的条件

高品質な果実を確実にかつ安定的に生産する観点から、果樹栽培に適する地域の平均気温や降水量に関する基準等を果樹の種類ごとに参考資料として示す。

なお、近年、頻発している凍霜害等の自然災害を考慮し、あらかじめ被害防止施設の整備や農業保険（収入保険及び果樹共済・園芸施設共済）への加入等、十分な対策を講じることが重要である。

【参考資料】表 12 栽培に適する自然条件に関する基準

(引用：農林水産省果樹農業振興基本計画 (R2.4.30) 一部抜粋改編)

果樹の種類	平均気温		冬季の最低極温	低温要求時間	気象被害を防ぐための基準
	年	4/1~10/31			
ゆず	13℃以上		-7℃以上		障害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
レモン	15.5℃以上		-3℃以上		す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までにおいて降霜が少ないこと。障害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m(わい化栽培においては概ね1.5m)以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
ぶどう	7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種については -15℃以上	巨峰については500時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。着色系品種については、水回り期から収穫期の平均気温が27℃以上の場合、環状剥皮処理等の着色対策を施す。欧州種については、4月~10月の降水量が1,200mm以下。
日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については800時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000 時間以上	
もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上		新しゅうの枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。
くり	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。幼果は被害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないこと。
うめ	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
すもも	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000 時間以上(台湾系品種を除く)	新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね2m以下であること。花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
キウイフルーツ	12℃以上	19℃以上	-7℃以上		新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。

- (注) 1. 氷柱に品種の記載がある場合にあつては当該品種、それ以外にあつては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。  
 2. 最低極温とは、凍害果樹の植栽地における1年を通して最も低い気温である。  
 3. かんきつ類の果樹については、陶器の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。  
 4. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。  
 5. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

(2) 近代的な果樹園経営の指標

ア 10a 当たりの生産量及び労働時間

本計画を実現するため、生産性の高い果樹農業の実現に向けて、10a 当たり生産量及び労働時間に関する指標について国の目標値を参考資料として示す。

【参考資料】表 13 目標とすべき 10a 当たりの生産量及び労働時間

(引用：農林水産省果樹農業振興基本計画 (R2. 4. 30) 一部抜粋改編)

果樹の種類		区分	10a 当たり 生産量	10a 当たり 労働時間	労働時間 当たり収量	摘要
			kg	時間	kg/時間	
かんきつ類		レモン	3,500	142	24.6	草生栽培、かん水
りんご			3,000	204	14.7	普通栽培
			5,000	124	40.3	トールスピンドル仕立て
			4,000	105	38.2	新しい化栽培、加工用果実
ぶどう	小粒系		1,800	289	6.2	露地栽培、無核果栽培、短梢せん定
			1,800	312	5.8	無加温施設栽培、無核果栽培、短梢せん定
	大粒系		1,500	260	5.8	露地栽培、無核果栽培、短梢せん定
			1,500	362	4.1	無加温施設栽培、根域制限栽培、無核果栽培、短梢せん定
	醸造用		1,200	145	8.3	垣根仕立て
なし	赤なし		5,000	272	18.4	樹体ジョイント栽培
	青なし		5,000	204	24.5	盛土式根域制御栽培
	西洋なし		4,000	223	18.0	樹体ジョイント栽培
もも			2,300	309	7.4	低樹高仕立て
おうとう			700	411	1.7	Y字仕立て、雨よけ施設栽培
かき			2,800	89	31.4	樹体ジョイント仕立て
くり			350	45	7.8	低樹高仕立て
うめ			2,000	117	17.0	
すもも			2,000	184	10.9	
キウイフルーツ			2,500	183	13.7	溶液受粉

(注) 10a 当たり生産量及び労働時間、労働時間当たり収量は成園に係るものである。

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

収益性の高い果樹農業の展開により、本計画の実現を図るため、経営体の具体的な姿として代表的な経営類型ごとの経営モデルを以下のとおり示す。

表 14 果樹農業の経営類型

(引用：「長野県農業経営指標」(平成 28 年))

	りんご専作 1 (普通樹+新わい化)	りんご専作 2 (新わい化)	ぶどう専作	複合 (りんご、もも)	複合 (りんご、なし、かき等)	
技術体系	スピードスプレー りんご普通樹 りんご新わい化 訪花昆虫	スピードスプレー りんご新わい化 訪花昆虫	スピードスプレー 施設栽培の組合わせ 無核化	スピードスプレー りんご新わい化 訪花昆虫	スピードスプレー りんご新わい化 訪花昆虫	
経営規模	2.0ha	2.0ha	1.0ha	1.7ha	1.4ha	
作付面積 (ha)	りんご 新わい化 つがる 0.3 秋映 0.3 シナスイト 0.3 シナコールド 0.3 普通樹 ふじ 0.8	りんご 新わい化 つがる 0.3 秋映 0.3 シナスイト 0.3 シナコールド 0.3 ふじ 0.8	ぶどう シャインマスカット露地 0.3 シャインマスカット 3月加温 0.2 ナガノパフル 0.1 巨峰 無核 0.2 巨峰 有核 0.2	りんご 新わい化 シナスイト 0.3 シナコールド 0.3 ふじ 0.5 もも あかつき 0.3 川中島白桃 0.3	りんご 新わい化 シナスイト 0.3 もも あかつき 0.3 なし 幸水 0.2 南水 0.3 かき 市田柿 0.3	
単収 (kg/10a)	りんご 新わい化 つがる 3,500 秋映 3,500 シナスイト 3,800 シナコールド 4,000 普通樹 ふじ 4,000	りんご 新わい化 つがる 3,500 秋映 3,500 シナスイト 3,800 シナコールド 4,000 ふじ 5,500	ぶどう シャインマスカット露地 1,600 シャインマスカット 3月加温 1,700 ナガノパフル 1,500 巨峰 無核 1,700 巨峰 有核 1,650	りんご 新わい化 シナスイト 3,800 シナコールド 4,000 ふじ 5,500 もも あかつき 3,000 川中島白桃 3,300	りんご 新わい化 シナスイト 3,800 もも あかつき 3,000 なし 幸水 3,500 南水 4,000 かき 市田柿 800	
10a あたり 労 働時間 (時間)	りんご 新わい化 つがる 127 秋映 126.5 シナスイト 151.5 シナコールド 131.5 普通樹 ふじ 260	りんご 新わい化 つがる 127 秋映 126.5 シナスイト 151.5 シナコールド 131.5 ふじ 173.5	ぶどう シャインマスカット露地 307 シャインマスカット 3月加温 352 ナガノパフル 307 巨峰 無核 342 巨峰 有核 311	りんご 新わい化 シナスイト 151.5 シナコールド 131.5 ふじ 173.5 もも あかつき 233 川中島白桃 324	りんご 新わい化 シナスイト 151.5 もも あかつき 233 なし 幸水 277 南水 266 かき 市田柿 373	
参考試算値	粗収入 (万円)	2,568	3,531	2,240	2,356	1,901
	経営費 (万円)	1,644	2,126	946	1,571	1,157
	1 経営体 当たり所得 (万円)	924	1,405	1,294	785	744
	時間当たり 所得 (円/時間)	1,777	4,050	4,214	1,426	1,507

## 4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

長野県は、周囲を山に囲まれ、山麓には大小の扇状地が発達しており、日当たりが良く、寒暖差が大きいなど果樹栽培に適した条件で生産が行われている。

果樹農業を振興するためには、生産振興対策と基盤となる園地の質的向上を図ることが必要である。特に、りんご新わい化栽培等への転換を積極的に進めていくためには、作物の栽培特性に適応した畑地かんがい施設等の整備が重要である。

畑地かんがい施設は、畑地面積の27.8%（令和2年3月時点）で整備されているが、施設が整備されていない地域では、干ばつによる肥大不良など果実品質の低下が課題となっている。

また、昭和30年代から40年代に整備された施設は、老朽化が進み、破管が多発するなど維持管理費が増加している。

このため、第8次長野県土地改良長期計画に基づき、収益性の高い野菜、果樹等の品質を確保するため、畑地かんがい施設の新設・更新整備を計画的に進める。整備においては、単なる老朽化対策ではなく、農業用水を効率よく利用するため、農作物の根域に散水する点滴かん水やチューブかん水方式への改良を推進する。

併せて、気象災害に対応するための、防霜ファンや防風ネット等の整備を計画的に進めるとともに、水田からの転換園等については、暗渠排水等の導入を推進し、生産の安定及び品質向上を図る。

また、中山間地域等において農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した収益性の高い大規模な果樹産地化に取り組む事例がある。こうした事例を参考とし、地域の話合いに基づく産地化を支援し、荒廃農地及び低位生産園の発生を抑制するため、新たな担い手への農地利用集積を促進するとともに、区画の整形や平坦化など作業機械の導入が可能な農地の整備を推進する。

表 15 第8次長野県土地改良長期計画 事業量目標値

	平成28年まで	令和元年実績	令和4年目標	備考
畑地かんがい施設の整備	27.0% 14,715ha	27.8% 14,938ha	27.3% 14,730ha	上段：整備率 下段：整備量
うちH30～R4までに整備・更新する面積	—	827ha	2,208ha	

## 5 市場拡大のための対策

### (1) 消費拡大対策の推進

シャインマスカット人気に加え、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり需要により、生鮮果実の食機会が増加していることから、県産果実の消費拡大に向けたPRに努める。

また、果実の健康機能性など摂取の重要性のPRや「産地の顔」が見える消費拡大対策を関係者一体となって推進することとし、県のアンテナショップ（銀座NAGANO）の活用や、企業タイアップによるフルーツを使った商品開発なども積極的に取り組む。

### (2) 食育と連携した取り組み

家庭での食事や学校給食等で果物を摂取し、生涯にわたる食習慣として定着させることは、健康的な生活を維持する上で重要である。そのためには食生活に取り入れやすい環境を整備するなど、幼少期から果物を食べる機会を多く作るため、未就学児童や小学生を対象とした農業体験、保護者への果物摂取の重要性に係る知識の普及等、幅広い食育の取組を推進する。

### (3) ブランド化の推進

果樹生産者の所得向上を図る手法として、ブランド化による差別化、高付加価値化等は有効な選択肢の一つである。

「信州」、「長野（NAGANO）」の豊かな自然は広く好意的に受け入れられており、重要なブランドイメージの一つとなることから、「おいしい信州ふど」の取組と連携した総合的なイメージ戦略を推進する。

個別の品目・品種等については、県オリジナル品種を主な対象としてブランドの戦略の推進・検討に取り組む。また、地域で生まれ、伝統を有し、品質や社会的評価等の特性が産地と結び付いている品目・品種については、引き続き地理的表示保護制度（GI）の活用を推進する。

生鮮果実等に係る機能性関与成分の表示は、果物の新需要創出に向けた取組として機能性表示食品の販売などとして、消費者の健康志向に強くアピールできる有効な手法になり得ることから、引き続き活用を推進する。

### (4) 果実の輸出

高品質な本県産果実の出荷を海外へ展開するため、輸出に意欲的な農業者、生産者団体、輸出関連事業者及び行政関係者で組織する「長野県農産物等輸出事業者協議会」を中心に、継続的で安定した商業ベースでの輸出拡大を推進する。

具体的には、香港、台湾など輸出対象国・地域を選定するとともに、ぶどう・りんご・ももを重点品目とし、高品質な果実を主に富裕層をターゲットに販売促進を図る。

また、輸出対象国・地域ごとに有望な輸入事業者を確保し、県内事業者との信頼関係による輸出ルートの構築と着実な取引の拡大を推進する。

加えて、実需者・消費者ニーズの把握や輸出条件（植物検疫、残留農薬、認証制度等）等への的確に対応できる輸出向け産地づくりを推進し、需要のある品目・品種の生産出荷体制の強化を図る。

### (5) 食の安全と消費者の信頼確保

農薬の適正使用を徹底するとともに、有機質の施用等による果樹生産の基盤となる土づくりを基本とし、交信かく乱剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を図

り、これに取り組む農業者の育成、新技術の開発を推進する。

近年、食品衛生法や食品表示法等の改正により、新たな対応が求められる事例も出ているが、適切な対応に努めるとともに消費者に対して果樹生産に係る情報を発信し、信頼の確保に努める。

## 6 果実の流通及び加工の合理化に関する事項

### (1) 果実の流通合理化に関する基本方針

果実流通にあたっては、市場流通を中心に生産振興と一体となった体制整備を基本とし、消費者に信頼性の高い商品を提供するため、品質管理体制の一層の強化を図るものとする。

また、果実専門店、食品スーパー、コンビニエンスストア等の食品販売店、消費者への直接販売に加え近年は輸出やネット販売など、さらに販売チャンネルの多様化が進んでいる。今後とも予想される時代の変化に的確に対応して、需要に応じた物量の確保や供給体制の構築を図ることとする。

流通コストの低減は引き続き重要な課題であり、流通体制の合理化・効率化を推進し、出荷規格や包装資材の簡素化等を進める。また、各段階でのコストを明確化し、産地においてもコスト意識を一層高め流通の合理化に取り組むこととする。

なお、実需者からの需要に的確に対応し有利販売を進めるため、産地における作柄や出荷開始日、最盛期の予測など、多様な情報を早期に把握し、実需者との的確な情報の共有化に努めるものとする。

### (2) 集出荷体制及び施設の整備方針

果実の流通形態や品目・品種の多様化に対応し、品種構成によるシリーズ化や貯蔵施設の整備による長期継続出荷できる集出荷体制の整備を図る。

施設整備にあたっては、流通の合理化を念頭に置いて、統合再編を計画的かつ合理的に進める。また、導入する設備は、労力軽減のための高度化や、高品質果実供給のための予冷・低温貯蔵施設等の導入を積極的に進め、産地力の強化を図る。

### (3) 果実の加工面における対策の推進

近年の加工果実は従来のジュースやカットフルーツ以外にも、冷凍フルーツやドライ・セミドライフルーツ、シールドなどさまざまな分野で新商品開発が進んでいる。また、生絞り果実を売りにしたジューススタンドやこだわりフルーツのスイーツなど消費者への提供手法の多様化と、SNS等の情報発信ツールの普及により、今後も広がりが期待される分野である。

6次産業化の推進効果もあり、県内に果実加工の担い手も増加してきたが、加工用原料果実の供給は、気象条件により加工原料仕向け量が増減するなど不安定な状況となっており、不安定な業種でもある。農業の特性として、一定量の加工向け果実が生産されることは免れないことであり、生産者と加工事業者の双方が持続的な産業となれるよう検討する必要がある。

加工事業者等のニーズを的確に把握するとともに、需要に応じた果実を生産するための省力的栽培技術の確立や、安定した所得が確保できる長期契約取引の推進など、加工原料用果実の安定供給に向けた取組を進める。

## 7 その他必要な事項

### (1) 生産指導体制の整備

#### ア 新品種の育成及び新技術の開発

長野県果樹農業の持続的な発展のため、高品質、簡便性、新用途など多様なニーズに対応する品種の育成や省力、低コスト、効率的な栽培技術の開発などについて、県試験研究機関を中心として積極的に推進する。

#### イ 「うまいくだもの推進運動」を中心とした推進体制の整備

永年性作物である果樹は、新たな品種育成、技術の開発から産地における普及・定着、産地化・ブランド化までに長い期間を要する。

このため、「うまいくだもの推進運動」を通じて、J A長野県グループ、(一財)長野県果樹研究会、長野県青果移出商業協同組合連合会、(一社)長野県原種センター、長野県果樹種苗協会等の関係団体が連携し、推進・指導体制の一元化を図り、栽培管理、技術指導等の統一と新品種、新技術の早期普及を推進する。

### (2) 果樹災害等への対応

#### ア 自然災害防止技術の導入促進

気象災害防止に係る農業技術情報を的確に発信するとともに、防霜ファン、防風網、防雹や日焼け軽減のための多目的ネット、鳥獣害防止施設等の災害未然防止施設の導入を促進し、経営安定を図る。

#### イ セーフティネット措置の活用促進

近年、気象災害の影響が大きくなる中で、被害を最小化するための予防対策が重要である。自然災害等のリスクへの備えである農業保険(収入保険及び果樹共済・園芸施設共済)の加入を促進し、資金面からの経営安定を図る。

#### ウ 地球温暖化への対応

地球温暖化の影響として、果実への高温障害(着色不良や日焼け果)や気象変動による災害の発生が懸念されている。今後も、高温等による果実の障害発生等に対応できる作柄安定技術や品種の開発・普及を進める。

また、長期的な温暖化の影響に対応するため、長野県における2040年代の気温を想定したりんごの生育に及ぼす影響などの研究を進める。

### (3) 病害虫等の被害防止対策の推進

#### ア 病害虫の効率的な防除の推進

病害虫は、果樹生産に重大な被害を与える恐れがあることから、病害虫発生予察情報等を活用し、適時適切な防除に努めるとともに、抵抗性品種や総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入を推進する。

一方で、近年は気象の変動に伴い、想定外の病害虫発生などが見受けられることから病害虫の発生しにくい園地環境の整備や発生状況の観察、また、発生状況に応じた適切な防除など、効率的かつ適切な防除による安定生産を目指す。

また、リンゴ腐らん病やモモせん孔細菌病など薬剤だけでは十分に効果の期待できない病害虫については、耕種的防除法や収穫時期を揃えた栽植等を徹底し、総合的な防除体系の構築と普及に取り組む。

## イ 野生鳥獣被害対策の推進

行政、生産者団体、現場等の関係者が一体となって、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づき、被害の実績を踏まえて市町村が策定した被害防止計画により、野生鳥獣被害対策チームを核として、鳥獣種の特性に応じた対策を着実に実施する。

### （４）持続的に発展できる果樹産地づくりに向けた検討

地域農業の方向性をまとめた計画として、「人・農地プラン」や「地域果樹産地構造改革計画」などがあるものの、エリアや対象者の違いから連動が不十分で個別の取組となっていた。いずれも持続的に発展できる地域づくりのために策定していることを踏まえ、それぞれの計画の整合性を図りながら地域農業者を中心に検討を進め、関係機関は最大限の効果が得られるよう連携して支援する。

### （５）果樹生産を通じた多面的機能の発揮

果樹農業は果樹の生産供給のみでなく、県土保全や潤い安らぎをもたらす良好な景観（ふるさと信州の原風景）形成、地域雇用の確保など、様々な機能を有していることから、果樹農業の持続的な発展を図るとともに、耕作放棄地の発生防止や地域での共同活動の推進、都市住民との交流活動等を推進し、果樹農業の多面的機能の維持増進を図る。

また、果実の搾汁時等に発生する加工残さや、せん定枝等のバイオマスについては、飼料、たい肥等への活用の取り組みを進め、環境負荷の低減を図る。

### （６）苗木の安定供給対策

苗木は果樹農業に不可欠であり、安定的な果実の生産のためには優良な苗木を安定的に供給できる体制が必要である。フェザー苗やオリジナル品種等の産地が必要とする苗木について、種苗業者や生産者団体が安定的に供給できる体制を整備する。

## 8 単年度方針の策定

本計画の実効性を確保し状況変化に的確に対応していくため、毎年、「現状と課題」、「重点振興方針」、「具体的な推進項目」、「振興品種」を内容とした「長野県果樹農業振興方針」を策定する。